

## 七戸町立天間林中学校 部活動の活動方針

七戸町立天間林中学校  
校長 栩内 一将

## 1 部活動の目的

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。

本校については、部活動を通して、技能や知識の習得の他、生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進、好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図る。

## 2 運営にあたっての基本方針

- (1) 国や県より出されているガイドライン・指針に従い、生徒の健全な発育・発達を目指すとともに、教職員の負担の軽減を配慮した運営を目指す。
- (2) 学校、保護者、地域、関係団体が連携し合い、合理的かつ効率的・効果的な活動の運営体制を構築する。
- (3) 生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保すること、教職員の心身の健康を保つための働き方改革の推進を図ることを目的とした、活動の地域移行を積極的に進める。

## 3 運営方針

- (1) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間帯について、全教員および保護者会と確認し、共通実践を推進する。
- (2) 部活動は全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、協力して運営・指導にあたる。
- (3) 教員の負担軽減と生徒の活動場面の確保を両立するため、教員による指導場面と保護者会による指導場面のハイブリット化を図った活動を推進する。
- (4) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者や地域住民に対して周知し、理解と協力が得られるよう努める。
- (5) 生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における生徒の把握、活動時の安全確認等についても十分に配慮する。

## 4 運営規約

- (1) 加入条件  
任意加入制とする
- (2) 部活動の種類
  - ◇4種類 運動部：ソフトボール部、卓球部、陸上競技部  
文化部：吹奏楽部
  - ◇特設部 水泳部、スキー部
    - ①該当生徒がいる場合は、引率教師をつけて中体連が関わる大会への参加を認める。
    - ②ただし、地域クラブに所属し、日常的に練習に参加している者であること。
- (3) 活動組織
  - ◇「ハイブリット方式」での活動の推進  
顧問がついて活動する「部活動」と保護者や保護者が委託したコーチがついて活動する「保護者会」の両方で運営する「ハイブリット方式」で運営する。  
※万が一の事故等に備え、双方で保険を掛けて活動を行う。
  - ◇部活動組織会  
新学期始めに部活動紹介を行い、見学期間を設け、入部届の提出を持って正式入部とし、生

徒向けの活動内容等についての説明会を行う。

◇保護者会組織会

新学期始めに生徒の入部届の提出（正式入部）を受け、各部の保護者会で組織会を開き、活動内容等についての説明会を行う。

※新入生については、1月に行われる一日入学の場面で、保護者に対しての活動内容や活動に関する経費についての説明を行う。

(4) 活動時間

平日 2時間程度

※6時間日課の場合

学活終了後から17:45まで

スクールバス18:00発

完全下校18:00

※スクールバス2本目の時間と連動

休日 3時間程度

※学校休業日の活動を含む

(5) 休養日

1週当たり2日間以上

平日 1日 ※基本的には水曜日（学校：教職員のノー残業デー）

休日 土・日のうち1日以上

(6) 部活動休止日

基本的に

①定期テストの5日間前

②学校行事の前日、当日

③学校閉庁日

は部活動休止日とする。

(7) 活動時間の延長

生徒・保護者からの要請を受け、顧問も同意した場合、校長の判断のもと、以下の場合に限って時間を延長しての活動を認める。

①運動部の場合

中体連主催・共催する夏季・秋季大会および校長が認める全国大会等出場に関連した大会の直前2週間を延長期間とし、平時の終了時間から30分のみ、参加する生徒および保護者からの同意を得て行えるものとする。

②吹奏楽部の場合

吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテストの直前2週間を延長期間とし、平時の終了時間から30分のみ、参加する生徒および保護者からの同意を得て行えるものとする。

(8) 朝練習の禁止

生徒の健康・安全、保護者の負担を顧み、禁止とする。

(9) 出場大会の精選

生徒の肉体的・精神的な負担を考慮し、出場する大会等の精選を図る。

精選にあたり、

①年間を通じた重要な試合の位置づけ

②試合に向けたトレーニング期間の位置づけ

③トレーニング成果と重要な試合参加に向けた成果の確認のための大会の位置づけ

を心掛け、無計画に大会に参加させることが無いよう心掛ける。

(10) 大会参加時のスクールバスの利用

大会に参加する場合に限り、スクールバスを利用することができる。

中体連・中文連主催大会に関しては、安全管理上の問題から、基本的に町スクールバスを利用することを義務付ける。

利用のための原則として、

①校長の許可が必要（出場大会の精選、大会出場に関する意味付けの確認）

②申請書の提出が必要（顧問作成）

③顧問の引率が必要（特殊事情の場合は、校長を通じて教育委員会との協議が必要）

(11) 部活動および保護者会活動によるコーチの委嘱（承認）

◇校長は、顧問教員の状況や生徒のニーズ等を鑑み、技術的な指導を中心に地域の優れた指導力を有するコーチを委嘱することができる。（保護者会のコーチ委嘱もこれに準ずる）

◇委嘱にあたっては、以下の流れとする。

- ①顧問教員が技術的な指導を希望し、保護者会に相談する。
- ②顧問教員は保護者会を開いて適任者を選定し、決定する。
- ③顧問教員と保護者会会長は、校長に委嘱の依頼をする。
- ④校長は依頼を受けてコーチと面談し、「部活動に係る活動方針」を周知した後、委嘱する。
- ⑤コーチ以外に活動を支援する保護者会代表者がいる場合は、保護者会で承認し、保護者会が委嘱する。

◇コーチについては、以下のような点に留意して人選すること。

- ・指導者としてふさわしい人柄で、その種目の技能や実技指導に優れている。
- ・熱意や責任感、ボランティア精神があり、継続的な指導ができる。
- ・学校の基本方針を理解し、顧問教員を尊重し指導できる。

【参考資料】

- ・運動部活動顧問及び外部指導者等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する青森県中学校体育連盟としての考え
- ・運動部活動顧問及び外部指導者等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する上北地方中学校体育連盟としての考え

(12) 学校施設の利用

①基本的に学校教育活動および部活動が優先される

●部活動・保護者会

【平日】

◇基本的な活動割り当て場所（通年）

	晴天時	降雨時（基本は校舎内廊下）
ソフトボール部	ソフトボール場	体育館（半コート）※月・火のみ使用可
卓球部	体育館	体育館（半コート）
陸上競技部	陸上競技場	体育館（半コート）※木・金のみ使用可
吹奏楽部	音楽室	音楽室

【休日】

◇基本的な活動割り当て場所（通年）

	晴天時	降雨時
ソフトボール部	ソフトボール場	顧問間で、その都度要相談
卓球部	体育館	体育館（半コート）
陸上競技部	陸上競技場	顧問間で、その都度要相談
吹奏楽部	音楽室	顧問間で、その都度要相談

●地域クラブ

【平日】【休日】

◇基本的な活動割り当て場所（通年）

	晴天時	降雨時
野球	野球場	体育館

②冬季間の校舎を利用した練習について

安全面に十分な配慮をすることはもちろん、他の活動に支障がないことを確認の上で校舎内での練習（廊下等を使って）を許可する。

ただし、防犯上の観点から、顧問がつかない保護者会の練習は禁止とする。

③学校閉庁日は全ての施設の貸し出しを禁止する。

- ・七戸町教育委員会からの規定により

④ハイブリット方式（保護者会練習）に関わる施設利用にかかわる基本的な約束事

- ・貸し出し施設  
野球場、ソフトボール場、陸上競技場、テニスコート、体育館

※校舎の貸し出しは許可しない

- ・貸し出し用鍵の管理の徹底  
貸し出し用鍵の種類：体育館玄関入口、校舎外各部の部室の鍵等  
所在の確認の徹底、又貸しの禁止、不正利用や貸し出しの禁止
- ・活動日、活動時間の厳守
- ・活動後の施錠確認の徹底
- ・暖房機器利用時の適正利用と消火確認の徹底
- ・ナイター施設や照明等、電気（コンセント）の適正利用の徹底
- ・校地内の火気厳禁（喫煙×）

(13) 運営費

- ①各部の後援会で徴収・管理する。
- ②管理にあたっては、保護者会で会計担当を複数名決め、明朗会計に努める。
- ③集金額に関しては、登録費、参加費、備品購入代、備品維持費等、各部の実態に合わせて徴収する。
- ④徴収した運営費は、年度内で使い切ることを原則とする。

(14) ハイブリット方式に関わる規約

◇活動予定の作成（作成までの流れ）

- ①各部での活動予定案作成（部活動・保護者会、休養日の設定案作成） 前月 上旬
- ②各部からの施設利用希望届の提出 前月 15日まで  
※地域クラブからも希望届を提出してもらい調整
- ③各部からの施設利用希望の調整 前月 中旬  
優先順位 学校教育→部活動→地域クラブ→その他  
割り当てが決まり次第、各担当に報告
- ④各部での活動予定完成 前月 20日まで  
地域クラブは施設利用に関わる申請書を学校に提出
- ⑤各家庭へ活動予定の配付 前月 下旬

(15) ハイシーズン（活動の延長等）とオフシーズンの設定

①ハイシーズンの設定

設定条件

- ・上位大会につながる大会やコンクールに出場する際の技術力を強化する期間としての位置づけ。
- ・中体連や吹奏楽コンクールなどの上位大会につながる大会が直近にあること。
- ・実施にあたっては、保護者から同意を得たうえで行うことはもちろん、強制的に参加させない。
- ・ハイシーズンを選択する・しないは、各部の意向に任せる。
- ・平日に1日の休養日を設定する。

期間

- ・概ね1か月程度とする。
- なお、上位大会へ出場する権利を得た場合は、その大会に向けてさらに延長できる。

期間中のスクールバス

- ・この活動に対するスクールバスの時間変更、運行は行わない。

設定回数

- ・各部年2回までとする。
- 運動部は、第1回 地区中体連夏季大会 1か月前からスタート  
第2回 地区中体連新人大会 1か月前からスタート
- 吹奏楽部は、第1回 地区吹奏楽コンクール 1か月前からスタート  
第2回 地区アンサンブルコンテスト 1か月前からスタート

②オフシーズンの設定

設定の義務付け

- ・ハイシーズン制を設定した場合、その分の十分な休養日を取る

オフシーズンの設定例

- ・夏季休業中…お盆前後の連続した10日間程度の休養日
- ・冬季休業中…年末年始の連続した2週間程度の休養日

・ハイシーズン終了後の連続した1週間程度の休養日

#### 5 廃部に関する規約

- (1) 2大会連続で地区中体連夏季大会に団体で正式出場することができなかった部は、原則廃部とする。
  - ①正式部員数が、各種目の団体戦における最大構成人数を満たしていること。
  - ②正式部員数は、年度初めの部活動編成時の部員数とする。
- (2) 地区中体連夏季大会に団体で正式出場することができなかった場合（1年目）、3年生引退後、次年度募集の際、廃部の可能性があることを伝えた上で、条件付き募集とする。
- (3) 団体種目はもちろん個人種目がある部に関しても、部員数が2名以下となった場合は廃部対象とし、次年度以降の募集は行わない。
- (4) 廃部になる部活に所属し、活動期間が残されている生徒については、転部希望がある場合、指定の手続きをとって転部を認める。
- (5) 児童生徒の少子化、部活動の地域移行の現状を踏まえ、休部措置は取らない。